

## 京都大学犬山キャンパス運営協議会及びヒト行動進化研究センター設置準備委員会要項

令和3年10月12日総長裁定制定

- 第1 京都大学に、京都大学犬山キャンパス運営協議会（仮称）及び京都大学ヒト行動進化研究センター（仮称）の設置に関する重要事項を審議するため、京都大学犬山キャンパス運営協議会及びヒト行動進化研究センター設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 研究担当の理事（以下「担当理事」という。）
  - (2) 財務担当の理事
  - (3) 理学研究科長
  - (4) 霊長類研究所長
  - (5) 野生動物研究センター長
  - (6) 生態学研究センター長
  - (7) 総合博物館長
  - (8) 北部構内事務部長
  - (9) その他担当理事が指名する者 若干名
- 第3 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 第5 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会には、必要に応じて第2の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
  - 3 前項の規定により小委員会に加えられる委員は、委員長が委嘱する。
  - 4 小委員会に委員長を置き、委員会の委員長が指名する。
  - 5 前各項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 第6 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第7 委員会に関する事務は、関連部局の協力を得て、北部構内事務部において処理する。
- 第8 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この要項は、令和3年10月12日から実施する。